

日本ヘルスプロモーション理学療法学会 会則

平成24年4月1日改正

第1章 総 則
第2章 目的及び事業
第3章 会 員
第4章 役 員
第5章 会 議
第6章 会則の変更ならびに解散
第7章 補 則

第1章 総 則

第1条 (名称)

この会は、日本ヘルスプロモーション理学療法学会 (Japan Society of Health Promotion and Physical Therapy) と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、佐賀県神埼市神埼町尾崎4490-9 西九州大学リハビリテーション学部内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

本会はヘルスプロモーション理学療法に関する学術的研究を行い、その向上および普及をはかるとともに、会員相互の連絡、協力を促進し、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ヘルスプロモーション理学療法に関する調査、研究
- (2) 学術総会 (年1回) の開催
- (3) 研修会および学術講習会の開催
- (4) 機関誌の刊行 (年4回)
- (5) 出版活動 (本会の活動成果を出版する)
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第5条 (会員の種別)

本会の会員は正会員の他、賛助会員を置くことができる。

- (1) 正会員は本会の目的に賛成し、規定の会費を納める個人とする。
- (2) 賛助会員は本会の目的に賛成し、規定の会費を納める団体または個人とする。

第6条 (入会)

新に会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

第7条 (入会金および会費)

会員は、次に示す所定の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 入会金 1,000円
年会費 3,000円
- (2) 賛助会員 年額 20,000円
- (3) 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第8条 (会員の権利)

会員は、本会が発行する機関誌「ヘルスプロモーション理学療法研究」等の配布を受け、本会が営む事業に参加することができる。

第9条 (資格の喪失)

会員は次の理由がある時はその資格を喪失する。

- (1) 会費を2年以上納入しない時
- (2) 団体の解散

第10条 (退会)

会員で退会しようとする者は、理由を付して理事長に退会届を提出しなければならない。

第11条 (除名)

会員が本会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行為のあった時は、理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

第4章 役 員

第12条 (役員の種別)

本会の事業を運営するため、正会員の中から次の役員を選出する。

- (1) 顧 問 若干名
- (2) 理事長 1名
- (3) 副理事長 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理 事 若干名
- (6) 監 事 2名
- (7) 評議員 会員の1割程度

第13条 (役員・評議員の選任)

- (1) 理事長は、理事の中から互選により選任する。
- (2) 副理事長および常任理事は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認により選任する。
- (3) 理事及び監事は、評議員の中から互選により選任する。
- (4) 評議員は、正会員の中から互選により選任する。
- (5) 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第14条 (役員の職務権限)

- (1) 理事長は本会の業務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときにその職務を代行する。
- (3) 常任理事は理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
- (4) 理事は理事会を組織してこの会則に定めるもののほか、庶務、会計、編集など、本会の総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。
- (5) 監事は、本会の会計及び事業の執行状況について監査し、総会に報告する。
- (6) 評議員は、理事会の活動を審議し評価する。

第15条 (顧問)

- (1) 本会に顧問をおくことができる。
- (2) 顧問は理事会において推薦し、評議員会の議を経て、総会の承認をうるものとする。
- (3) 顧問は理事会および評議員会に出席し、意見を述べることができる。

第16条 (役員の任期および解任)

- (1) 本会の役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 理事長の任期は連続2期までとする。
- (3) 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- (5) 増員により新たに就任した役員の任期は、現在者の残任期間とする。
- (6) 役員は本会の役員たるにふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中といえども理事会および評議員会の議決により、総会

の承認を求め理事長がこれを解任することができる。

第17条（役員の報酬）

役員は無報酬とする。

第18条（事務局）

- (1) 本会の事務を処理するため、事務局をおく。
- (2) 事務局に事務局長および事務員をおくことができる。
- (3) 事務局長および事務員は理事長が指名し、理事会の承認をうるものとする。

第5章 会 議

第19条（理事会および評議員会の召集）

- (1) 理事会および評議員会は理事長が召集する。ただし理事長は理事または評議員の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して会議の召集を請求された場合には、その請求のあった日から1ヶ月以内にこれを召集しなければならない。
- (2) 理事会の議長は、理事長とする。
- (3) 評議員会の議長は評議員の互選とする。

第20条（理事会および評議員会）

- (1) 理事会および評議員会は各現員数の3分の2以上出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって表決し、または他の構成員を代理人とみなして表決を委任することができる。この場合は出席したものとみなす。
- (2) 理事会および評議員会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第21条（通常総会）

- (1) 通常総会は、毎年1回理事長が召集する。
- (2) 通常総会の召集は、少なくとも20日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面または会報の広告をもって会員に通知する。

第22条（臨時総会）

理事長は会員現員数5分の1以上または理事2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から1ヶ月以内に臨時総会を召集しなければならない。

第23条（総会の議長）

総会の議長は理事長がこれにあたる。

第24条（総会の承認事項）

次の事項は総会に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算

(3) 資産の内容

(4) その他理事会および評議員会において必要と認められた事項

第25条（総会の定足数など）

- (1) 総会は正会員現員数の5分の1以上出席しなければ会議を開き、議決することができない。ただし、当該議事についてあらかじめ書面をもって表決し、または他の構成員を代理人とみなし表決を委任することができる。この場合は出席したものとみなす。
- (2) 総会の議事は会則に別段の定めがある場合を除き、正会員出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長に決するところによる。

第26条（議事録）

議長は総会および会議の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日程および場所
- (2) 会議を構成する者の現在数
- (3) 会議に出席した者の数
- (4) 委任状を提出した者の数
- (5) 議決事項
- (6) 議事の経過要旨および発言者の発言要旨

第27条（総会の議事事項の通知）

総会の議事の要旨および議決した事項は会員に通知する。

第6章 会則の変更ならびに解散

第28条（会則の変更）

本会の会則変更は、理事会および評議員会ならびに総会の現員数のおおの2分の1以上の議決を経なければならない。

第29条（解散）

本会の解散は、理事会および評議員会ならびに正会員の現員数のおおの4分の3以上の議決を経なければならない。

第30条（残余財産）

本会の解散に伴う残余財産は、理事会および評議員会ならびに総会の現員数のおおの4分の3以上の議決を経て、この会と類似の目的を持つ公益団体に寄付するものとする。

第7章 補 則

第31条（細則）

会則の施行についての細則は、理事会および評議員会ならびに総会の議決を経て、別に定める。

付則

第13条の規定にかかわらず設立時の理事および評議員は発起人会で定める。

日本ヘルスプロモーション理学療法学会会則施行細則

第1条（細則の目的）

この細則は会則4条(2)に規定する事業の実施にあたって、第30条の規定に基づき定めるものとする。

第2条（学会の開催）

- (1) 本会は毎年1回以上、学術総会を開催するものとする。
- (2) 開催地は理事会で推薦し、評議員会の議決を経て、総会の承認をうるものとする。
- (3) 学会誌を年4回発行するものとする。
- (4) 学会誌掲載の可否は雑誌編集委員会に付託する。

第3条

- (1) 本会は学会総会の開催に当り、学会長1名を選出するものとする。
- (2) 学会長は理事会の推薦により、評議員会にならびに総

会の承認をうるものとする。

- (3) 学会長の任期は選出された当該会計年度とし、その期間は本会の理事とする。

第4条（演題の採択）

本会が学術総会において行う演題の募集方法、その他採択等は学会長が決め理事会の承認をうるものとする。

第5条（学会の経費）

- (1) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- (2) 本会が学術総会を行う場合の経費は学会長の責任において行う。
- (3) 前項の経費は、本会会計繰入金、助成金、寄付金等によって支弁する。